



平成 23 年 5 月 12 日

各 位

会社名 株式会社 J-オイルミルズ

代表者名 代表取締役社長 榎田純和

(コード番号 2613 東証第一部, 大証第一部)

問合せ先 執行役員経理部長 立見健一

(TEL. 03-5148-7100)

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について

当社は、平成 20 年 5 月 15 日開催の取締役会において、株主の皆様のご承認を条件として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「旧対応策」といいます。）を導入することを決議し、同年 6 月 27 日開催の第 6 回定時株主総会において株主の皆様のご承認を頂きました。旧対応策の有効期間は第 6 回定時株主総会后 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとされているため、旧対応策は、平成 23 年 6 月 29 日開催予定の第 9 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもってその有効期間が満了することとなります。

この旧対応策の有効期間の満了に先立ち、当社は、平成 23 年 5 月 12 日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条第 3 号に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同規則第 118 条第 3 号ロ）として、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、下記のとおり、旧対応策を更新すること（以下「本更新」といい、本更新後の対応策を「本対応策」といいます。）を決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

なお、本対応策を決定した取締役会には、社外監査役 2 名を含む当社監査役 3 名全員が出席し、本対応策が適正に運用されることを条件に賛同する旨の意見を述べております。

一．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要と考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えており、当社株式の大量取得であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社の企業価値の源泉は、主として、長年に亘って安全で高品質な商品を安定的に供給してきた実績から得られたお客様の信頼と、それを裏付ける技術力にあると考えておりますが、かかる当社の企業価値の源泉に対する理解が必要不可欠です。当社株式の大量取得を行う者が、当社グループの財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、それを中長期的に確保し、向上させられるものでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

二．基本方針の実現に資する取組み

1. 当社の企業価値の源泉

当社は、株式会社ホーネンコーポレーション、味の素製油株式会社及び吉原製油株式会社という、製油業界において長い歴史を持つ 3 社が、海外も視野に入れた屈指の製油メーカーを目指して、①平成 14 年 4 月における株式会社ホーネンコーポレーション及び味の素製油株式会社の共同株式移転による持株会社としての当社（当時株式会社豊年味の素製油）を設立し、②平成 15 年 4 月における当社の株式交換による吉原製油株式会社の完全子会社

化、並びに③平成 16 年 7 月における当社の事業子会社である株式会社ホーネンコーポレーション、味の素製油株式会社及び吉原製油株式会社の吸収合併、を経て経営統合した企業です。3 社は、それぞれの長い歴史の中で技術を磨き、安全で高品質の商品を安定的に供給し続け、お客様から多大な信頼を得てまいりました。当社は、上記の経営統合以来、このような実績を受け継ぎ、3 社のそれぞれ培ってきた技術をさらに融合・発展させることにより、より一層安全で高品質な商品を供給し続ける体制の強化を目指しております。

このように、当社の企業価値の源泉は、長年に亘って安全で高品質な商品を安定的に供給してきた実績から得られたお客様の信頼と、それを裏付ける技術力にあると考えます。かかる当社の企業価値の源泉を敷衍すると、具体的には以下の 6 点を挙げるができます。

①安全で安心な製品に対する信頼

当社はその長い歴史の中で安全で安心な製品を供給し続けてきております。当社は、このような安全で安心な製品の供給のため、「品質保証規程」を設けてその厳格な運用を実施しているほか、品質マネジメントシステムの国際規格である「ISO 9001」の認証を全ての生産工場で取得し、また、HACCPの導入や食品衛生法で定められた衛生管理や施設基準を厳格に遵守するなど、徹底した品質管理を行っており、その結果当社及び当社製品に対するお客様の多大な信頼を得ていると自負しております。かかる徹底した品質管理の実現とお客様からの信頼こそが当社の企業価値の源泉の中核であると考えます。

②安全な製品を生み出す高度な技術力

経営統合前の 3 社は、製油業界における競争において互いに切磋琢磨することにより、食品企業として何よりも重要な「安全な製品作り」の技術・ノウハウを各社独自に培っておりました。

すなわち、味の素製油株式会社は味の素株式会社の食品全般に亘る高度な安全性に関する技術を受け継いだ他、株式会社ホーネンコーポレーションは大豆搾油事業が設立以来から継続的に営む事業であったことから、特に大豆油製造の安全性に関し強みを持ち、また、吉原製油株式会社は菜種搾油事業が設立以来から継続的に営む事業であったことから、特に菜種油製造の安全性に関し強みを持っておりました。かかる 3 社の統合の結果、各社が独自に有していた製品の安全性確保に関する技術を、それぞれ互いに高め合いつつ、統合させることが実現した上、かかる統合効果を生み出す過程で複数の技術を統合する技術・ノウハウが培われるとともに、更に安全性に関する技術・ノウハウの向上をみております。

③安定供給による信頼

食料自給率の低いわが国において、食生活に欠かすことのできない食用油脂を安定的に

供給することは、当社の社会的使命であります。この使命を果たすことにより得られた取引先・消費者の信頼も、当社の重要な企業価値の源泉であると考えます。

日本では穀物原料の多くを海外に依存しておりますが、海外の穀物原料の価格は国際相場に大きく左右され、特に最近では、世界的な人口増加、B R I C s 諸国の経済発展、バイオ燃料需要により、相場は高騰しております。このような環境下において、安定的な供給を得るためには、安定的に原料を調達することが不可欠であり、そのために必要となる世界各国の穀物商社とのネットワークの構築・維持が達成されていることに加えて、安定した収益に基づく財務体質の強化及びかかる体質の維持の実現もまた、当社の重要な企業価値の源泉であると考えております。

今後も安定した原料調達により、安定的な供給を可能とするために、当社は、短期的な利益追求を目指すのではなく、安定した収益に基づき財務体質を強化し、長期的視野に立った設備投資・研究開発により、企業価値の拡大を図ってまいります

④高付加価値・高品質の製品を生み出す研究開発力

食生活の多様化・健康志向の高まりの中、当社は、業務用での機能性油、家庭用での特定保健用食品をはじめとする高付加価値商品を継続的に市場に提案しておりますとおり、当社の持つ高度な研究開発力は、重要な企業価値の源泉であります。すなわち、当社では、油脂、加工油脂、油脂副産物から得られる栄養素材等の製品分野毎に研究所を設置し、また、社外の研究機関との共同研究にも力を入れることによって、基礎研究及び顧客ニーズに対応した製品開発を行うことで研究開発の技術・ノウハウを維持・発展させ、これにより様々な高付加価値商品を継続的に生み出しております。

⑤長年培った販売力

長年培ってきたお客様からの信頼に基づき、当社は業務用油脂部門を中心に、商社・食品問屋等の取引先との強固なパートナーシップを築いており、これに基づく販売力も当社の重要な企業価値の源泉であります。

中でも業務用油脂部門では、特にお客様への提案営業を重視しており、外食産業や食品メーカーをはじめとするお客様と、お客様が抱える商品の品質や美味しさの向上などに向けた課題を共有し、当社本社に設置したテストキッチン・プレゼンルーム等において、かかる課題への解決策を提案するなどの活動を実施することにより、上記の取引先とのパートナーシップの維持・強化を図っております。

⑥従業員

安全な製品を製造する技術力、高品質な商品を開発する研究開発力、特約店等の取引先とのネットワークを維持・発展させる販売力等は、すべて当社の従業員によって担われ、

脈々と受け継がれております。その意味で従業員こそが当社の企業価値の源泉であるといふことができます。

当社は、これら当社の企業価値の源泉を今後も維持・発展させていくことが、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。

2. 企業価値向上のための取組み

安全で安心な製品の供給、製品の安定供給を可能にする収益力の確保、高付加価値商品を生み出す研究開発力の強化等、上記で述べた当社の企業価値の源泉をさらに強固なものとするため、当社では、まず『ステークホルダー（取引先・株主・社員・社会）の幸せを実現する』という基本理念を策定しております。

このような基本理念の下、当社は中期経営計画を策定することにより、企業価値の発展を図っております。

3 社合併の年を初年度とする第一期中期経営計画においては、3 社統合によるシナジー効果の最大限の発揮と、競争力強化のための新会社の基盤整備に努め、所期の成果を挙げることができました。

平成 20 年 3 月期を初年度とする第二期中期経営計画においては、事業基盤の強化のため、C S R 経営の推進・価格是正力の再構築・更なるコストダウンの追求等を実施し、成果を挙げてまいりましたが、原料相場の空前の高騰により所期の収益目標を達成するには至りませんでした。

平成 24 年 3 月期を初年度とする 3 ヶ年計画である第三期中期経営計画においては、10 年後を見据えた『安定と成長 2020』を基本方針とし、成熟市場である製油・油脂事業においては、①価値に見合う製品価格の実現、②コストダウン、③付加価値製品の開発と上市により、収益の改善と安定を図るとともに、新規事業、海外油脂事業、食品・ファイン事業、化成品事業を新たな成長軸と位置付け果敢に挑戦してゆくこととし、この両軸をもって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

3. コーポレート・ガバナンスの状況

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上のための重要な仕組みとして、従来よりコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいりました。

当社は経営効率化のために執行役員制度をとり、原則として月に 3 回開催される経営会議における意思決定に基づき各執行役員が業務を執行しております。業務執行及び意思決定のうち重要なものについては、毎月開催される取締役会に付議・報告され、その監督に服するものとしております。

監査役会は、常勤監査役 2 名（うち社外監査役 1 名）・非常勤の社外監査役 1 名の 3 名

からなり、各監査役は、毎月開催される取締役会に出席して取締役の意思決定・業務執行を監視・監督しております。また、常勤監査役は経営会議にも出席し、取締役による業務執行を適法性・適正性の観点から監視・監督しております。

このように当社では、経営上の意思決定及び業務執行につき、取締役会及び監査役会による監視・監督により、適法かつ適正な業務執行が行われるような仕組みをとっておりますが、今後更にコーポレート・ガバナンスの充実を図り、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させていく所存であります。

三. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本更新の目的

本対応策は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、又は向上させる目的として上記一に記載した基本方針に沿って更新されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。そして、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量取得を抑止するためには、当社株式に対する大量取得が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様にかかる大量取得に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とする枠組みが必要不可欠であると判断しました。

平成 23 年 3 月 31 日現在における当社の大株主の状況は、別添「当社の大株主の状況」のとおりであり、同日現在、当社の発行済株式総数の約 27%は、筆頭株主であり、また、当社の前身である事業会社 3 社のうち、味の素製油株式会社の親会社であった味の素株式会社（以下「当社筆頭株主」といいます。）によって保有されております。

当社は、広く市場から資金を調達することができることに上場の重要な意味を感じており、昨今は市場からの資金調達を行っておらず、また、現時点において具体的な予定もございませんが、中長期的な業容拡大・設備投資等のために、資本市場における資金調達を実施することがありうると考えております。また、当社は、上場会社として、継続的に株式の流動性を確保し、向上させていく重要性も感じております。このような観点から資金調達や流動性の向上が図られる場合には、当社筆頭株主の持株比率は低下することになります。

また、将来、当社筆頭株主側の事情により、株式の譲渡等の処分によってその保有株式が散逸し、当社筆頭株主の持株比率の低下や株式の分散化が進んでいく可能性も皆無

ではありません。

これらの事情に鑑みると、今後、当社筆頭株主の持株比率が段階的に低下し、一方で、当社の発行する株式の流動性が増していく可能性があり、今後当社の株式について、不適切な者による大量取得が行われる可能性は否定できません。

そこで、当社取締役会は、本更新を行うことを決定いたしました。これにより、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損することになる大量買付けを抑止することができるものと考えております。

なお、現時点において、当社が特定の第三者から大量取得行為を行う旨の通告や提案を受けている事実はありません。

2. 本対応策の内容

本対応策の内容は以下のとおりであります。本対応策に関する手続きの流れにつきましては、別添にその概要をフローチャートの形でまとめておりますので、併せてご参照下さい。

(1) 本対応策の概要

(a) 本対応策に係る手続

本対応策は、当社の株券等の 20%以上を買取しようとする者が現れた際に、当該買収者に対し、事前に当該買収に関する情報の提供を求め、当社が、当該買収についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様にご当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買収者との交渉等を行っていくための手続を定めるものです（その詳細については下記(2)「本対応策に係る手続」をご参照下さい。）。なお、買収者には、本対応策に係る手続を遵守いただき、本対応策に係る手続の開始後、(i)後述のとおり独立委員会による新株予約権の無償割当の不実施に関する勧告がなされるまでの間、又は(ii)新株予約権の無償割当ての実施の可否を問うための株主総会（その主な内容は下記(2)「本対応策に係る手続」(d) ②及び(e)において詳述するものとし、以下「株主意思確認株主総会」といいます。）が招集された場合には、同株主意思確認株主総会において新株予約権の無償割当てに関する議案が否決されるまでの間、買付等を進めてはならないものとしております。

(b) 新株予約権の無償割当てによる本対応策の発動

買収者が本対応策において定められた手続に従うことなく買収を行う場合、又は、買収者による買収が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等（その詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照下さい。）には、当社は、当該買収者による権利行使は認められないとの行使条件並びに当社が当該買収者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。本新株予約権の主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて詳述するものとします。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第 277 条以降に規定されます。）により割り当てます。

(c) 本対応策の合理性を高める仕組みの設定

本対応策においては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施、中止又は無償取得等の判断について、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程（その概要については別紙 1 をご参照下さい。）に従い、(i) 当社社外取締役、(ii) 当社社外監査役又は (iii) 社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者又はこれらに準ずる者）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の客観的な判断を経ることとしています。また、これに加えて、独立委員会が本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行うにあたり、株主意思確認株主総会の招集を勧告した場合において、本新株予約権の無償割当ての実施について株主総会を開催することが実務上可能である場合には、株主意思確認株主総会を招集の上、同総会に本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議することにより株主の皆様の意思を確認することとしています（その主な内容は下記(2)(d)「独立委員会における判断方法」にて詳述します。）。さらに、こうした手続の過程について、株主の皆様に適時に情報を開示することによりその透明性を確保することとしています。

なお、本更新当初の独立委員会は、独立性の高い社外監査役 1 名及び社外の有識者の 2 名により構成される予定です。その委員の氏名及び略歴は別紙 2 のとおりです（本更新後の独立委員会の委員の選任基準、決議要件及び決議事項等については別紙 1 をご参照下さい。）。

(d) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本対応策に従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合において、買収者以外の株主の皆様による本新株予約権の行使により、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買収者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該買収者の有する当社株式の議決権割合は、最大約 50%まで希釈化される可能性があります。

(2) 本対応策に係る手続

(a) 対象となる買付等

本対応策は、以下の①又は②に該当する買付その他の取得もしくはこれに類似する行為又はこれらの提案¹（当社取締役会が友好的と認めるものを除きます。以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。かかる買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、予め本対応策に定められる手続に従っていただくこととします。

- ① 当社が発行者である株券等²について、保有者³の株券等保有割合⁴が 20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等⁵について、公開買付け⁶を行う者の株券等所有割合⁷及びその特別関係者⁸の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

買付者等は、買付等に先立ち、当社取締役会に対して、以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）、及び当該買付者等が買付等に際して本対応策に定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を、当社の定める書式により提出していただきます。

当社は、本対応策に基づく手続が開始された場合、その旨をすみやかに開示します。

¹ 「提案」とは、第三者に対する勧誘行為を含みます。

² 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

³ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

⁴ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義されます。本書において同じとします。

⁵ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。

⁶ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義されます。本書において同じとします。

⁷ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義されます。本書において同じとします。

⁸ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。本書において同じとします。

当社取締役会は、上記の買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自ら又は当社取締役会等を通じて本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者⁹、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員、並びに買付者等の財務及び事業の方針の決定を支配する者を含みますが、これに限られません。以下同じ。）の詳細（それぞれの名称、事業内容、沿革、資本金の額又は出資金の額、発行済株式の総数、代表者、役員及び社員その他構成員の氏名、職歴及び所有株式の数その他の会社等の状況、並びに直近2事業年度の財務状態、経営成績、その他の経理の状況、並びに、買付者等のグループ内における相互の関係（資本関係、取引関係、役職員の兼任その他の人的関係、契約関係、及びこれらの関係の沿革を含みますが、これらに限られません。）の概略を含みます。）
- ② 当社と同種事業を目的とする会社その他の法人（日本以外の国におけるものも含みます。）に対する過去の投資・経営・業務関与経験の有無及びその内容・実績等
- ③ 買付等の目的、方法、時期及び内容（買付等の適法性に関する専門家意見を含みます。）
- ④ 買付対価の種類及び金額（有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載していただきます。）、並びに当該金額の算定の基礎及び経緯（算定の基礎については、算定根拠（シナジーの内容を含みます。）を具体的に記載し、当該金額が時価と異なる場合や買付者等が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載していただきます。また、株券等の種類に応じた買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容も具体的に記載していただきます。算定の経緯については、算定の際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を具体的に記載していただきます。）

⁹ 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

- ⑤ 買付等に要する資金の調達状況、及び当該資金の調達先（実質的な資金提供者を含みます。）の概要（預金の場合は、預金の種類別の残高、借入金の場合は、借入金の額、借入先の業種等、借入契約の内容、その他の資金調達方法による場合は、その内容、調達金額、調達先の業種等を含みます。）
- ⑥ 買付者等及びそのグループによる当社の株券等の過去の全ての取得時期及び当該時期毎の取得数・取得価額、並びに、当社の株券等の過去の全ての売却時期及び当該時期毎の売却数・売却価額
- ⑦ 買付者等が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売上の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ⑧ 買付者等が買付等において取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の具体的内容
- ⑨ 買付等の後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
 - (i) 当社の株主、従業員、取引先、顧客、その他の当社利害関係者の取扱方針の具体的内容
 - (ii) 支配権取得又は経営参加を買付等の目的とする場合には、買付等の完了後に企図する当社及び当社グループの支配権取得又は経営参加の方法、並びに支配権取得後の経営方針又は経営参加後の計画及び議決権の行使方針（組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員の構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他当社及び当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性を含みます。）
 - (iii) 純投資又は政策投資を買付等の目的とする場合には、買付等の後の株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針、並びにそれらの理由、並びに、長期的な資本提携を目的とする政策投資として買付等を行う場合には、その必要性
- ⑩ 金融商品取引法第27条の26第1項に定める重要提案行為等を行うことを買付等の目的とする場合、又は買付等の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性及び時期、並びにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報

- ⑪ 買付等の後、当社の株券等を更に取得する予定がある場合には、その理由及びその内容
- ⑫ 買付等の後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由
- ⑬ 買付等に際しての第三者との間における意思連絡が存在する場合には、その目的及び内容並びに当該第三者の概要
- ⑭ その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本対応策に定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(d)①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

(c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・当社取締役会による代替案の提示

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会が追加提出を求めた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、独立委員会が独立委員会検討期間（下記②に定義されます。）内で定める合理的な期間内に買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとし、以下同じ。）、その根拠資料、及び代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を速やかに提示するよう要求することがあります。

② 独立委員会による検討作業

独立委員会は、原則として、買付者等から情報・資料等（追加的に要求したものも含みます。）の情報を受領してから最長 90 日が経過するまでの間を検討期間（但し、下記(d)④に記載するところに従い、独立委員会は当該期間の延長・再延長をその決議をもって行うことができるものとし、以下「独立委員会検討期間」といいます。）として設定します。

独立委員会は、独立委員会検討期間において買付者等及び当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討及び買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。また、独立委員会は、必要があれば、当社の企業価

値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために、自ら又は当社取締役会等を通じて当該買付者等と協議・交渉を行い、又は当社取締役会の提示する代替案の株主の皆様に対する提示等を行うものとしします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとしします。

③ 株主に対する情報開示

当社は、買付説明書の提出の事実及びその概要、独立委員会検討期間が開始した旨並びに本必要情報の概要その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、東京証券取引所及び大阪証券取引所の適時開示規則に従い、株主の皆様に対する情報開示を行います。

(d) 独立委員会における判断方法

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告を行うものとしします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記①から④に定める勧告又は決議をした場合その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告又は決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項（下記④に従い独立委員会検討期間を延長・再延長する旨の決議を行う場合にはその旨並びに延長・再延長の期間及び理由の概要を含みます。）について、速やかに情報開示を行います。

① 独立委員会が本対応策の発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までには本新株予約権の無償割当ての中止、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間の初

日の前日までは本新株予約権の無償取得を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

- (i) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当を実施すること若しくは行使を認めることが相当でない場合

② 独立委員会が株主意思確認株主総会の承認を条件に本対応策の発動を勧告する場合

独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行うにあたって、合理的な理由により実務上相当であると判断する場合には、予め当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すことができるものとし、株主意思確認株主総会の招集を勧告できるものとします。この場合には、当社取締役会は、株主総会を開催することが実務上可能である場合には、本新株予約権の無償割当ての実施の可否を問うために株主意思確認株主総会の招集手続を速やかに実施するものとしたします。

その際、当社取締役会は、買付説明書及び本必要情報に関する当社取締役会の意見及び独立委員会の勧告等の内容その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

買付者等は、株主意思確認株主総会における決議が終了するまでの間、買付等を進めることはできないものとします。

③ 独立委員会が本対応策の不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないと判断した場合、又は該当しても本新株予約権の無償割当を実施すること若しくは行使を認めることが相当でないと判断した場合、又は当社取締役会が独立委員会の要求にかかわらず上記(c)①に規定する意見又は独立委員会が要求する情報・資料等を所定期間内に提示しなかった場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後でも、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

④ 独立委員会が独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間終了時までには、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付内容の検討、当該買付者等との協議・交渉、当社取締役会による代替案の検討等に必要とされる範囲内で、独立委員会検討期間を延長（延長期間は、原則として、30 日間を上限とします。）する旨の決議を行います。

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(e) 取締役会の決議／株主意思確認株主総会の招集

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

但し、当社取締役会は、(i)買付者等が本対応策に定める手続を遵守しているとともに、買付等が当社の企業価値又は株主共同の利益を毀損することが明白ではない場合で、かつ、(ii)本新株予約権の無償割当ての実施について株主総会を開催することが実務上可能である場合には、独立委員会における手続の他、株主意思確認株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認する場合があります。当社取締役会は、株主意思確認株主総会の招集を決定した場合、実務上可能な限り速やかに株主総会を招集いたします。株主意思確認株主総会が開催された場合、当該株主意思確認株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等についての決定を行うものとします。買付者等並びにその共同保有者及び特別関係者は、独立委員会が新株予約権の無償割当ての不実施に関する勧告を行うか、株主意思確認株主総会において本新株予約

権の無償割当ての実施に係る議案が否決されるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

なお、当社取締役会は、当社取締役会において株主意思確認株主総会を招集する旨の決議を行った場合又は当社取締役会もしくは株主意思確認株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当する場合、上記(2)「本対応策の発動に係る手続」(e)に記載される当社取締役会又は株主意思確認株主総会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(2)「本対応策の発動に係る手続」(e)のとおり、下記の要件に該当するかどうかについては、株主意思確認株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等についての決定がなされる等特段の事情がない限り、独立委員会の勧告を経ることになります。

- (a) 本対応策に定める手続を遵守しない買付等である場合
- (b) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - ① 株券等を買占め、その株券等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- (c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (d) 当社に、当該買付等に対する当社取締役会による代替案を提示するために合理

的に必要な期間を与えることなく行われる買付等である場合

- (e) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われる買付等である場合
- (f) 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性、買付等の後における当社の他の株主、従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
- (g) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の製品安全に対する信頼を毀損しかねない経営方針や、従業員、取引先、顧客、地域社会等との関係を破壊すること等により、当社の企業価値・株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本対応策に基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての取締役会決議又は株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）に相当する数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式 1 株につき本新株予約権 1 個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権 1 個の目的である株式¹⁰の数（以下「対象株式数」といいます。）

¹⁰ 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第 2 条第 13 号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式及び②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本定

は、原則として1株と致します。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める金額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ3ヶ月間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記(i)項②に基づき当社による本新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日にあたる場合は、その翌営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(i) 特定大量保有者¹¹、(ii) 特定大量保有者の共同保有者、(iii) 特定大量買付者¹²、(iv) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v) 上記(i)ないし(iv)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、(vi) 上記(i)ないし(v)に該当する者の関連者¹³（以下、(i)ないし

時株主総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類の株式を指すものとします。

¹¹ 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となる者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本書において同じとします。

¹² 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下、本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本書において同じとします。

¹³ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下

(vi)に該当する者を「特定買付者等」と総称します。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の本新株予約権も下記(i)項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち、当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。
また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち特定買付者等以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。
- ③ 当社は、本新株予約権の内容として、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、特定買付者等有する本新株予約権の全部又は一部を取得し、これ

にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。

と引換えに、本新株予約権 1 個につき金銭等¹⁴を交付することができる旨の取得条項を定めることがあります。

- (j) 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付
本新株予約権無償割当て決議において別途定めます。

- (k) 新株予約権証券の発行
本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

- (l) その他
本新株予約権の取得条件の詳細については、当社取締役会決議により別途定めるものとします。

(5) 本更新に関する株主の皆様の意思確認

本更新については、当社定款第 19 条第 1 項の規定に基づき、本対応策に定める条件に従い本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任していただくことについて、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件とします。

(6) 本対応策の有効期間、廃止及び修正・変更等

本対応策の有効期間（以下「有効期間」といいます。）は、本定時株主総会后 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

なお、本更新後、有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本対応策に係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回又は当該委任の内容を変更する旨の決議が行われた場合、又は、②当社取締役会において本対応策を廃止若しくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応策はその時点で廃止又は変更されるものとします。

また、当社取締役会は、本対応策の有効期間中であっても、本定時株主総会による決議の趣旨に反しない場合（本対応策に関する法令、金融商品取引所規則等の新

¹⁴ 「金銭等」とは、会社法第 151 条に規定する金銭等を意味します。

設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。) には、独立委員会の承認を得た上で、本対応策を修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本対応策の廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び（修正等の場合には）変更等の内容その他の事項について、必要に応じて情報開示を速やかに行います。

(7) 法令等による修正

本対応策で引用する法令の規定は、平成 23 年 5 月 12 日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

四. 株主の皆様等への影響

(1) 本更新時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本更新においては、株主総会決議に基づき、本新株予約権に関する新株予約権無償割当ての決定権限を取締役会に対して委任していただいているに過ぎず、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、本新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式 1 株につき本新株予約権 1 個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。

仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、金銭の払込みその他下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(b)において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることになります。但し、当社は、下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(c)に

記載する手続により、特定買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、特定買付者等以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式 1 株当たりの価値の希釈化は生じますが、原則として、保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記 2. (2)「独立委員会における判断方法」(d)①に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1 株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1 株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

また、本新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、本新株予約権の無償割当てに係る基準日以降、本新株予約権について取得又は行使の結果株主の皆様は株式が交付される場合には、かかる交付までの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意下さい。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続

(a) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主（以下「割当対象株主」といいます。）に本新株予約権が無償にて割り当てられます。

なお、割当対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事

項、並びに株主ご自身が特定買付者等でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言、並びに、当社株式の割当対象株主の皆様への振替を行うための口座への当社株式の記録に必要な情報を含む当社所定の書式によるものとします。) その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、権利行使期間内でかつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出した上、原則として本新株予約権 1 個について、当社株式 1 株の価額を、1 円を下限とし、当社株式 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める金額を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式が発行されることになります。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、特定買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を特定買付者等以外の株主の皆様に対して、速やかに交付することがあります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定買付者等でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

なお、新株予約権無償割当て決議において特定買付者等からの本新株予約権の取得、その他取得に関する事項について定められる場合には、当社は、かかる定めに従った措置を講じることがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

五. 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

1. 本対応策が基本方針に沿うものであること

本対応策は、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するため

に必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

2. 本対応策が株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

当社は、次の理由から、本対応策は、当社株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本対応策は、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足し、また、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第 440 条及び大阪証券取引所の「企業行動規範に関する規則」第 11 条に定められる買収防衛策の導入に係る尊重事項を全て充足しています。さらに、本更新にあたっては、企業価値研究会が平成 20 年 6 月 30 日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえております。

(2) 株主意思を重視するものであること

上記三 2. (2)「本対応策に係る手続」(d)にて記載したとおり、独立委員会が合理的な理由により実務上相当であると判断する場合、上記三 2. (2)「本対応策に係る手続」(e)にて記載したとおり、一定の場合には、本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについても株主意思確認株主総会を経ることにより、株主の皆様の意思を確認することとしております。

また、上記三 2. (5)「本更新に関する株主の皆様意思確認」に記載のとおり、本対応策は、本定時株主総会において本対応策に係る委任決議がなされることにより更新されます。

また、本定時株主総会において本更新に関する議案が承認された場合であっても、上記三 2. (6)「本対応策の有効期間、廃止及び修正・変更等」に記載のとおり、本対応策には、有効期間を約 3 年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本対応策に係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を

撤回又は当該委任の内容を変更する旨の決議が行われた場合、又は②当社株主総会において選任された取締役によって構成される当社取締役会において本対応策を廃止若しくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応策はその時点で廃止又は変更されます。その意味で、本対応策の消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

(3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本更新にあたり、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本対応策の発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。

また、その判断の概要については株主の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本対応策の透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(4) 合理的な客観性要件の設定

本対応策は、上記三 2. (2) 「本対応策に係る手続」(e)及び三 2. (3) 「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(5) 外部専門家の意見の取得

本対応策は、上記三 2. (2) 「本対応策に係る手続」(c)②にて記載したとおり、買付者等が出現し、取締役会から諮問を受けた場合、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(6) 当社取締役の任期は1年であること

当社取締役の任期は1年となっている為、毎年取締役の選任を通じて、本対応策につき、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となっております。

(7) デットハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記三 2. (6)「本対応策の廃止及び修正・変更等」に記載したとおり、本対応策は、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本対応策はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

本書は、株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新を一般的に公表するための文書であり、株主の皆様に対し、当社の定時株主総会における当社提案議案につき、当社又は第三者にその議決権の行使を代理させることを勧誘するものではありません。

独立委員会規程の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3 名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。また、当社社外取締役又は社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・ 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 - ① 本対応策の対象となる買付等への該当性の判断
 - ② 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ③ 独立委員会検討期間の設定及び延長
 - ④ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ⑤ 自ら又は当社取締役会を通じた買付者等との交渉・協議

- ⑥ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑦ 本対応策の修正又は変更に係る承認
 - ⑧ その他本対応策において独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑨ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・ 独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、本必要情報を追加的に提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会が追加提出を求めた本必要情報が提出された場合、当社の取締役会に対しても、所定の合理的な期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができる。
 - ・ 独立委員会は、必要があれば、自ら又は当社取締役会等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、株主に対する当社取締役会による代替案の提示を行うものとする。
 - ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
 - ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
 - ・ 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
 - ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の全員が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じ。）し、その過半数をもってこれを行う。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

独立委員会委員略歴

本更新当初の独立委員会の委員は、以下の 3 名を予定しております。

塚原 雅人（つかはら まさと）

昭和 23 年 11 月 1 日生

昭和 50 年 11 月 監査法人太田哲三事務所（現・新日本有限責任監査法人）入所

昭和 54 年 8 月 公認会計士登録

平成 22 年 8 月 新日本有限責任監査法人退任

平成 22 年 9 月 塚原雅人公認会計士事務所開設

平成 23 年 6 月 株式会社 J-オイルミルズ社外監査役就任予定

※塚原雅人氏と当社との間に取引関係及び特別の利害関係はありません。

田口 茂雄（たぐち しげお）

昭和 21 年 12 月 13 日生

昭和 48 年 11 月 監査法人太田哲三事務所（現・新日本有限責任監査法人）入所

昭和 57 年 3 月 公認会計士登録

平成 21 年 6 月 新日本有限責任監査法人退任

平成 21 年 9 月 日本公認会計士協会自主規制本部主任研究員就任（現任）

※田口茂雄氏と当社との間に取引関係及び特別の利害関係はありません。

麦田 浩一郎（むぎた こういちろう）

昭和 20 年 12 月 28 日生

昭和 44 年 10 月 司法試験合格

昭和 47 年 4 月 米津合同法律事務所入所

平成 6 年 8 月 麦田法律事務所開設

平成 22 年 6 月 株式会社 J-オイルミルズ補欠監査役就任（現任）

※麦田浩一郎氏と当社との間に取引関係及び特別の利害関係はありません。

以 上

別添

大株主の状況

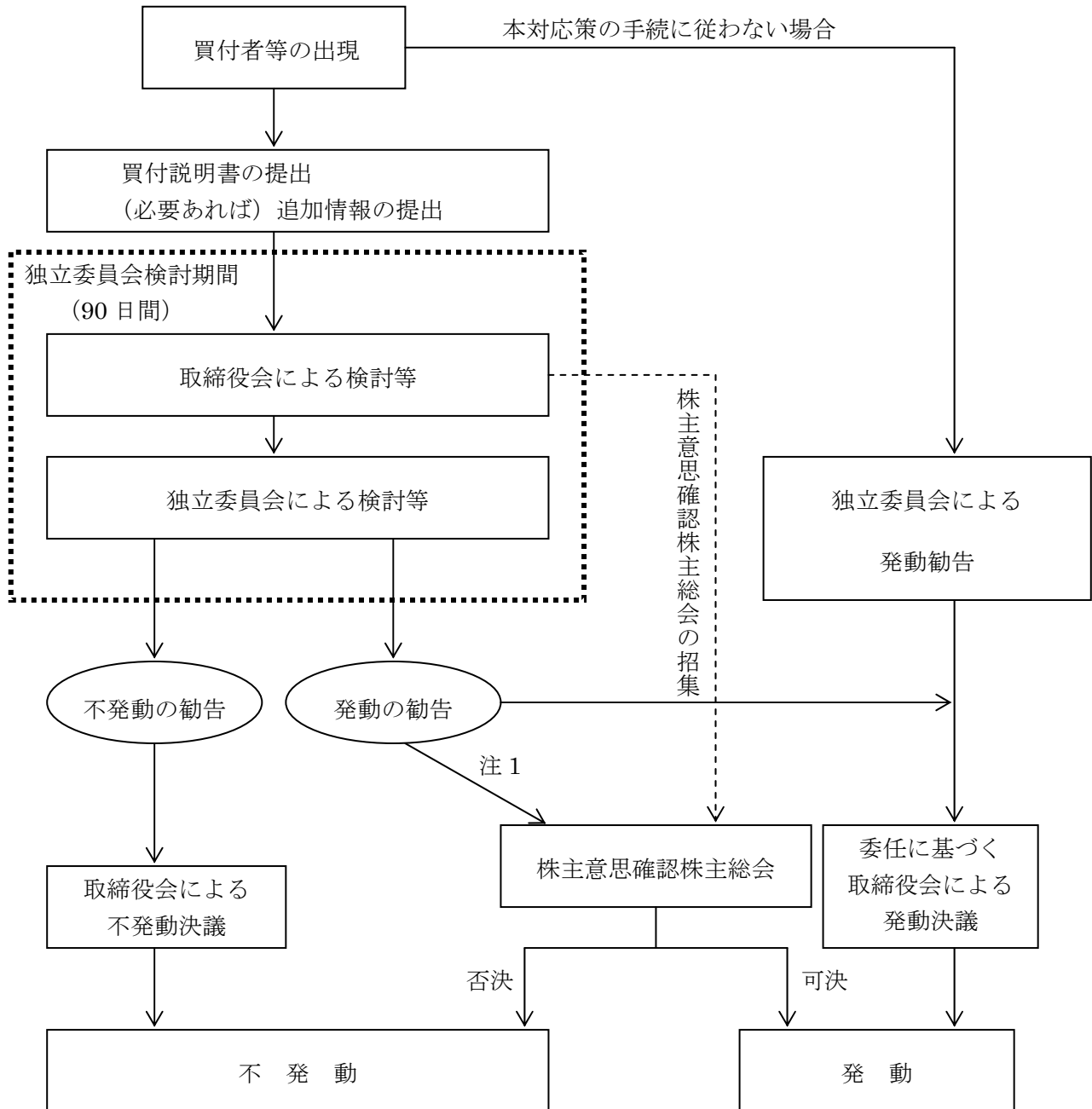
平成 23 年 3 月 31 日時点の当社の大株主（上位 10 名）の状況は以下のとおりです。

株主名	当社への出資状況	
	持株数（千株）	比率（％）
味の素株式会社	45,269	27.12
住友商事株式会社	12,246	7.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	11,830	7.09
三井物産株式会社	10,865	6.51
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,730	2.83
東京海上日動火災保険株式会社	4,144	2.48
J - オイルミルズ取引先持株会	3,068	1.84
株式会社みずほコーポレート銀行	2,713	1.63
三井住友海上火災保険株式会社	2,713	1.63
農林中央金庫	2,351	1.41

（注）持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

以 上

本対応策に係る手続の流れ



注 1 合理的な理由により実務上相当であると判断する場合

(注) 本フローチャートは、本対応策に係る手続の流れの概要をわかりやすく説明するために作成されたものです。本対応策の詳細については、プレスリリース本文をご参照下さい。